

指定管理者に関する明示の規定

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	基本的な考え方	行政機関法 (H17.4月施行)
	受託者の義務等	<p>(事務処理の委託) 第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(受託者の義務) 第 14 条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>	指定管理者を明示

《例示》

広島市

(事務の委託)

第 7 条 実施機関は、実施機関以外のものに対し個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするとき(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に対し個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行わせようとするときを含む。)は、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

《罰則》

神戸市

第 39 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 14 条第 1 項の処理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物である公文書であつて、個人の秘密に属する事項が記録されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

《神戸市公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル》

協定書(例)抜粋

(秘密の保持)

第 6 条 乙は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後も、また、同様とする。

2 乙は、この協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。